

新年の抱負



過去の抱負を振り返ってみると健康に関するものが多く、達成できたものも達成できなかったものもありました。

達成できなかったときの要因は、内容が曖昧だったり、期間を設定せずに中だるみしてしまったことだったり挙げられます。そこで、今年の抱負は、なるべく無理がなく、かつ、具体的なものにしようと思います。

いろいろ考えましたが、自宅のヨギボー（人をダメにするクッション）に座る際、必ずプランク（腹筋の筋トレ）を1分以上やることにします。

そうすれば、夏頃までには腹筋がバキバキになっているはずです。でも、もしかしたらヨギボーに座るのを避けるようになっているかもしれません。。

〇〇目録

裁判所に書類を提出する際、別紙としてつけることが多いです。

当事者が多い場合の訴状では、当事者欄に「別紙当事者目録記載のとおり」と記載して、末尾にまとめて当事者を書いたりします。

また、差押えをする際には、申立書の別紙部分とは別に、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の写しを2～5部くらい提出しなければなりません。申立ての種類ごとに準備する部数が異なるのでややこしいです。

第三者からの情報取得手続

原告側で勝訴判決を取った後、被告が任意に支払いをしない場合には、被告名義の財産を差し押さえる方法を検討します。これが強制執行です。

裁判所が「裁判お疲れさま！被告のあの財産を差し押えといたよ！」と自動的にやってくれるわけではなく、原告が自力で被告名義の財産を調査して、裁判所に「あの財産を差し押さえてください」と申立てをする必要があります。

従来は被告名義の財産を調査することは難しく、強制執行をしたいけどできないという状態になることがありました。

そのような被告の逃げ得を阻止する目的で民事執行法が改正され、例えば、銀行に対して、口座開設の有無や残高といった情報を開示させる手続が創設されました。

現在、ちょうど手続中ですので結果を楽しみにしています。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設